

不燃化特区建替え助成を申請される方へ

不燃化建築物の敷地面積が100㎡以上になる場合、
緑化基準を満たす必要があります

- ◆ 着工報告時に、不燃化特区助成金交付要綱の緑化基準を満たす緑化計画書をご提出ください。
(敷地面積が200㎡以上になる場合、別途『荒川区みどりの保護育成条例』の規定に基づく届出を行う必要があります。)
- ◆ 緑化計画書は、配置図や外構図等に下記 □ の内容を記載してください。
- ◆ 完了報告時には、完成写真(木の高さや花壇の大きさがわかるもの)を提出してください。

① 緑化基準面積(下記参照)を計算してください

緑化基準面積の算出

ア $130 \times (1 - 0.9) \times 0.1 = 1.3$

イ $(130 - 80) \times 0.1 = 5.0$

緑化基準面積…1.3㎡

② 緑化面積(裏面参照)を計算してください

緑化面積の算出

高木 1本 緑化面積 3.0㎡

中木 2本 緑化面積 2.0㎡ × 2本 = 4.0㎡

花壇 0.5m × 2.0m = 1.0㎡

緑化面積…3.0 + 4.0 + 1.0 = 8.0㎡

③ 要件を満たしていることを明記してください

緑化基準面積…1.3㎡ < 緑化面積 8.0㎡

隣地境界線

例

敷地面積 130㎡

建築面積 80㎡

道路境界線

道路

高木 3m (植栽時2m) 樹種: ○○○○

中木 2m (植栽時1.2m) 樹種: ○○○○

中木 2m (植栽時1.2m) 樹種: ○○○○

単独木の場合、単独木の高さ(成木の高さとカッコ書きで植栽時高さ)及び樹種を明記してください。

2.0m さつき7本 (枝幅30cm)

0.5m

花壇の場合、完了検査時(要写真提出)に内法の面積を確認できるよう、寸法線を明記してください。

……… 邸新築工事	緑化計画書	…設計事務所
-----------	-------	--------

緑化基準面積について

アまたはイのうち、いずれか小さい面積以上とすること

- ア 敷地面積 × (1 - 0.9) × α
- イ (敷地面積 - 建築面積) × α

敷地面積	100㎡以上 200㎡未満
α	0.1

詳細は助成金交付要綱別表第1を参照ください

木の高さについて

- 高木**…通常の成木の高さが3m以上の樹木をいい、植栽時2m以上であるもの
- 中木**…通常の成木の高さが2m以上の樹木をいい、植栽時1.2m以上であるもの
- 低木**…高木、中木以外で、植栽時に0.3m以上であるもの。なお、竹類は低木に含む。

低木の密度について

低木を植栽する場合は、下表を参考に枝幅が触れ合う密度で植栽してください。

低木の枝幅	1㎡あたりの植栽密度
30cm	7~9株
40cm	6株
50cm	4株

緑化面積の計算方法

◆ 緑地帯、花壇の場合

原則として、縁石等で区画され樹木で覆われた土地(縁石の内側)を緑化面積とします。

また、緑地帯の幅及び長さは、それぞれ内法で 50cm 以上確保してください。

◆ 単独木の場合

高木、中木、低木の単独木については、実際の樹冠投影面積を緑化面積とします。

ただし、高木及び中木については、次の算出方法により緑化面積を算出できます。

- a 高木 高木 1 本あたり 3 ㎡の円を樹冠相当とし、樹冠投影面積を算出できます。
ただし、高さが 3m 以上のものは、その高さの 7 割を直径とする円を樹冠相当とし、樹冠投影面積を算出できます。
- b 中木 中木 1 本あたり 2 ㎡の円を樹冠相当とし、樹冠投影面積を算出できます。

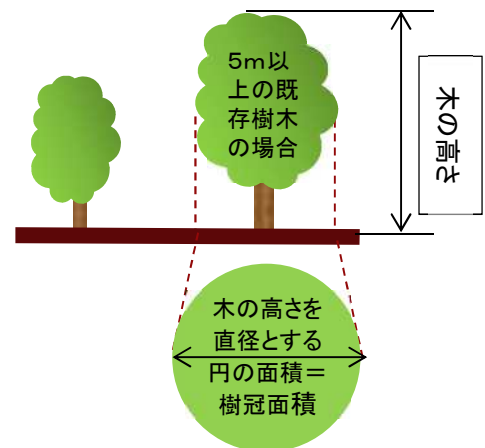
◆ 生け垣の場合

生け垣の長さ×幅を乗じた面積を緑化面積とします。ただし、幅 0.6m 未満の生け垣にあつては、幅 0.6m として算出できます。その場合も、緑地帯の幅は内法で 50cm 以上確保してください。

なお、生け垣の高さは1m以上としてください。

◆ 既存樹木の場合

既存樹木については、上記により算出した面積を緑化面積とすることができます。ただし、高さが 5m 以上の高木について、単独木で計算する場合は、その高さを直径とする円の面積を樹冠投影面積として算出できます。



× 緑化面積と認められないもの

※樹冠が重なり合うなど緑化面積が重複する場合は、重複する部分を二重算定することはできません。

※敷地からはみ出している樹冠部分や、建物等(ベランダや庇、上階の張り出しなど)と重なっている樹冠部分の面積は除外してください。

※地被植物(芝、リュウノヒゲ、アイビー、笹類、シダ植物等)のみによる緑化は、原則、緑化面積として算出することはできません。

(注)緑化面積の算出は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく緑化計画書制度における算出方法による。

この資料及び不燃化特区助成金に関するお問い合わせ
荒川区防災都市づくり部 住まい街づくり課 防災街づくり係
03-3802-3111(代表)内線2827、2829